

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通企画課)

ページ

号外(一) 平成二十七年七月三十日

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 水谷 邦照

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「の各号」を削り、同条第七号中「原動機付自転車」の下に「法第七十七条第一項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。」を加える。

第十四条中「の各号」を削り、同条第八号中「実証実験」の下に「又は人の移動の用に供するロボットの^{実証実験}」を加える。

第十六条第二項中「第十八条の四」を「第十八条の五」に改める。

第二十一条の二第三項中「第二十九条第二項」を「第二十九条第三項」に改める。

第二十七条第一項中「第九条」を「第十三条」に改める。

付則第三項を削る。

別表第一施行規則第八条の三第二項の規定による制限外牽引^{けんいん}の許可申請書の項中「第八条の三第二項」を「第八条の五第一項」に改め、同表教育認定規則第五条第一項に規定する申請書及び同規則第九条の規定により提出されるフレキシブルディスク及びフレキシブルディスク提出票の項中「同規則第九条」を「教育認定規則第十三条」に改める。

別記第十七号様式の三中 「岐阜市三田洞東1丁目22番8号 夜間」

附 則

岐阜県警察本部運転免許課 4階

この規則は、平成二十七年七月三十一日から施行する。

平成二十七年七月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社